

第 5940 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 4月19日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 生命保険契約の満期保険金

**Q**：生命保険が満期になり保険金が入ってきます。課税関係はどうなりますか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

保険料の負担者と保険金受取人とが同じ場合は、所得税がかかり、受取りの方法により、一時所得又は雑所得として課税されます。

なお、一時扶養老保険等で保険期間等が5年以下のもの及び保険期間等が5年超で5年以内に解約したものは、源泉分離課税が適用され、源泉徴収だけで課税関係が終了することになります。

- ①満期保険金等を一時金で受取った場合  
 満期保険金等を一時金で受取った場合は、一時所得となります。  
 一時所得の金額は、その満期保険金等以外に他の一時所得がない場合、その受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料又は掛金の額を差し引き、更に一時所得の特別控除額の50万円を差し引いた金額となります。課税対象になるのは、この金額を1/2にした金額です。
- ②満期保険金を年金で受取った場合  
 満期保険金を年金で受取った場合は、公的年金等以外の雑所得になります。  
 雑所得の金額は、その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料又は掛金の額を差し引いた金額となります。  
 なお、年金を受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されます。

